

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年2月17日

広島県知事 横田美香

英

1 業務内容

(1) 業務名

食のイノベーション推進事業業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

広島県農林水産局販売・連携推進課が指定する場所

(5) 事業予算額

25,100千円

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加資格の要件として、単独企業又は企業グループとし、単独企業による場合は

(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定の
いいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受け
ていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務
処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

エ 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達す
るための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「54A調査・
研究」又は「61Kコンサルティングサービス」の資格を認定されている者であること。

(2) 企業グループの場合

ア 企業グループの全ての構成員が、上記(1)ア、イ及びウの要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員は、資格告示のうち、「54A調査・研究」又は「61Kコンサルティングサ
ービス」の資格を認定されている者であること。

ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務に参加していな
いこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県農林水産局販売・連携推進課（広島県庁本館 4 階）

電話（082）513-3582（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 3 月 18 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの
間、隨時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求
すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒
及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されてい
る公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資
格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならな
い。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに
参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 18 日（水） 午前 10 時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99
号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提
供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールに
による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 18 日（水）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 26 日（木） 午前 10 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、食のイノベーション推進事業業務委託選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「食のイノベーション推進事業業務委託企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年3月30日（月）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「54A調査・研究」及び「61Kコンサルティングサービス」の資格に限る（そのうちいずれか又は複数の場合を含む。）。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 選定の延期又は中止

本事業に係る歳入歳出予算が提案書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、選定を延期又は中止する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問合先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県農林水産局販売・連携推進課（広島県庁本館4階）

電話（082）513-3582（ダイヤルイン） ファクシミリ（050）3852-5522

メールアドレス nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp